

## 長野県宝等の指定について（案）

文化財・生涯学習課

文化財保護条例（昭和 50 年長野県条例第 44 号）第 4 条第 1 項の規定により長野県宝、第 30 条第 1 項の規定により長野県史跡及び長野県天然記念物に指定するものとする。

### 記

#### 1 長野県宝に指定する文化財

名 称	員 数	所 在 地	所有者の住所及び氏名又は名称
やなぎさわいせきしゅつどひん 柳沢遺跡出土品	212 点 (内 訳) 青銅器 13 点 土器 33 点 土製品 6 点 石製品 133 点 石器 27 点	千 曲 市 屋 代 260-6 長野県立歴史館	長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県

#### 2 長野県史跡に指定する文化財

名 称	所 在 地	所有者の住所及び氏名又は名称
みなみほんじょうじょうあと 南本城城跡	飯田市座光寺 2503 番地他	飯田市大久保町 2534 番地 飯田市座光寺地区財産区、飯田市 他 13 名

#### 3 長野県天然記念物に指定する文化財

名 称	員 数	所 在 地	所有者の住所及び氏名又は名称
うすだ さん 臼田トンネル産 こけい の古型マンモス かせき 化石	49 点	佐 久 市 取 出 町 183 佐久市生涯学習 センター内	佐久市中込 3056 佐久市長

24 文審第 2 号  
平成 25 年（2013 年）2 月 6 日

長野県教育委員会 様

長野県文化財保護審議会  
会長 井原 今朝男



下記の文化財について、長野県宝に指定することが適当である旨答申します。

記

長野県宝に指定する文化財

名 称	員 数	所 在 地	所有者の住所及び 氏名又は名称
やなぎさわいせきしめつどひん 柳沢遺跡出土品	212 点 (内 訳) 青銅器 13 点 土器 33 点 土製品 6 点 石製品 133 点 石器 27 点	千 曲 市 屋 代 260-6 長野県立歴史館	長野市大字南長野字 幅下 692-2 長野県

24 文審第 2 号  
平成 25 年（2013 年）2 月 6 日

長野県教育委員会 様

長野県文化財保護審議会  
会長 井原 今朝男



下記の文化財について、長野県史跡に指定することが適当である旨答申します。

記

長野県史跡に指定する文化財

名 称	所 在 地	所有者の住所及び氏名又は名称
<small>みなみほんじょうじょうあと</small> 南本城城跡	飯田市座光寺 2503 番地他	飯田市大久保町 2534 番地 飯田市座光寺地区財産区、飯田市 他 13 名

24 文審第 2 号  
平成 25 年（2013 年）2 月 6 日

長野県教育委員会 様

長野県文化財保護審議会  
会長 井原 今朝男



下記の文化財について、長野県天然記念物に指定することが適当である旨  
答申します。

記

長野県天然記念物に指定する文化財

名 称	員 数	所 在 地	所有者の住所及び 氏名又は名称
うすだ 白田トンネル産の こけい 古型マンモス化石	49 点	佐久市取出町 183 佐久市生涯学習 センター内	佐久市中込 3056 佐久市長

## 長野県指定文化財候補物件調査票

1 種 別	考古資料
2 名 称	柳沢遺跡出土品 212 点
3 所 在 地	千曲市屋代 260-6 長野県立歴史館
4 所有者の氏名または名称	長野県
5 管理者の氏名または名称	長野県
6 年 代	弥生時代
7 遺跡と遺物	
(1) 出土地	長野県中野市柳沢屋敷添

### (2) 遺跡の概要

長野県の東北部を北流する千曲川は長野盆地で蛇行をくりかえし、周辺に農業に適した豊かな沖積地を形作り、弥生時代以降の人々に生活の場を提供してきた。千曲川は高社山麓の狭窄部を抜け飯山盆地に至る。

柳沢遺跡は長野盆地の最北端で、千曲川狭窄部の出入口近くにあり、右岸の低位段丘上に位置する。また、志賀高原に水源のある夜間瀬川との合流地点にも接する。

遺跡は柳沢地籍の大部分（小字屋敷添・八幡塚・塚穴・宮の前）を占め、縄文時代以来、古代・中世にわたる集落遺跡である。西は千曲川の河岸段丘（標高 318m）から、東は高社山山麓の標高 360m 付近までの南北 800m、東西 600m の広範囲にわたっている。山麓には遺跡北寄りの滝ノ沢川をはじめ、千曲川に直接流れこむいくつもの小沢川によって小規模な谷と小丘陵が形作られ、段丘上との接点に多くの遺構が集中していた。また、山麓からの豊かな湧水があり青銅器の保存に大きく寄与した。

発掘調査は替佐・柳沢築堤事業に伴い、平成 18 年度から 20 年度にかけて、長野県埋蔵文化財センターが実施した。調査地区は、遺跡の最も西寄りの扇端部付近の千曲川と夜間瀬川合流点近くであり、弥生時代をはじめ、縄文時代～中世の遺構・遺物が層位的に検出された。

弥生時代に関する遺構・遺物はⅥ・Ⅶ層でみつきり、調査区の南側から、水田跡（生産域）、青銅器埋納坑（祭祀域）、礫床木棺墓群とその他の墓域、竪穴住居跡群（居住域）が距離をおいて発見された。

### (3) 遺物の概要

出土遺物は、縄文時代早期から中・近世にわたる。このうち、弥生時代に関しては、中期後半の栗林式期から後期前半の吉田式期が主体となる。特に注目されるのは、13 点の青銅器（銅戈 8、銅鐸 5）である。銅戈 7 点と銅鐸 1 点は単独の土坑に埋納されており、金属探知機等により発見された銅戈 1 点、銅鐸 4 点についても、破片の接合関係と破片が含まれていた土壌の内容から、同一土坑に埋納されていた可能性が極めて高い。このように複数の青銅器が単独の埋納坑に埋められて出土した例は、東日本では初めての事例である。この他、有力者の墓とみられる礫床木棺墓からは、管玉がまとまって出土した。さらに、竪穴住居や水田域からは、弥生時代中期後半から後期前半の特徴を持つ土器や石器が出土した。

これらの出土遺物のうち、青銅器の全点（13点：銅戈8点、銅鐸5点）、弥生時代中期後半から後期初頭の時代性や地域性を特徴づける土器・土製品39点（壺、甕、土製円板ほか）、石器・石製品160点（扁平磨製石斧、磨製石鏃、打製刃器、管玉ほか）の合計212点を取り上げた。

## 8. 指定理由及び根拠

### (1) 長野県指定基準

(5) 考古資料 イ. 弥生時代の遺物で学術的重要なもの

### (2) 指定理由

重要となるものは銅鐸5点と銅戈8点である。これらはいずれも国産の青銅祭器で、共同体の祭器としてわが国で独自に発達して来たもので、西日本に広く出土するとともに、型式ごとに異なる分布圏を形成している。よって、わが国の古代国家形成史を探る重要資料として研究されてきたが、未だ定説を得ていない。

柳沢遺跡で出土した青銅祭器はいずれも初期のものであり、銅戈については保存状態がきわめて良い。銅鐸については、従来から知られていた分布圏をはるかに越え、東日本で最初の発見例である。銅戈も、新たに中細形C類（九州型）銅戈が畿内以北で初めて出土した。また、近畿型銅戈の共存例としても新たな分布圏が明らかとなった。さらに、大町市海ノ口上諏訪神社所蔵銅戈の存在を確実なものとした。

銅鐸と銅戈には型式差があり、搬入時期は異なると思われる。ただし、埋納にあたっては土坑を穿ち、一括埋納をするなど、西日本の祭器埋納例と共通する。埋納時期は弥生時代中期末から後期初頭と考えられ、考古学的にそれが推定できる最初の例でもある。

銅鐸と銅戈など多数の異種祭器の埋納例は、島根県荒神谷や兵庫県桜ヶ丘遺跡出土の青銅祭器（いずれも国宝）に次ぐものである。前二者は、当時の生活域から隔絶した山間地から出土しており、一般的な在り方を示している。これに対して柳沢遺跡の青銅祭器は小さな谷によって隔たれた空間に生産域（水田跡）、墓域（礫床木棺墓群）、居住域（竪穴住居跡群）とともにある空間から出土したものであり、異種多数の祭器が生活域から出土した最初の例である。

これらの点は、わが国の弥生時代研究に広く東日本の農耕社会を含めさせるとともに、柳沢青銅器が不可欠であることを意味する。いわば柳沢青銅器の発見は、わが国の弥生時代観の変更をせまるものである。よって、柳沢青銅器および、これらと関係の深い居住・墓域・水田域等よりの多くの出土遺物を保護するために法的な網を被せる必要がある。

9 参考文献 長野県埋蔵文化財センター『中野市柳沢遺跡』平成24年3月23日

10 調査年月日 平成24年10月23日

11 調査者 笹沢 浩

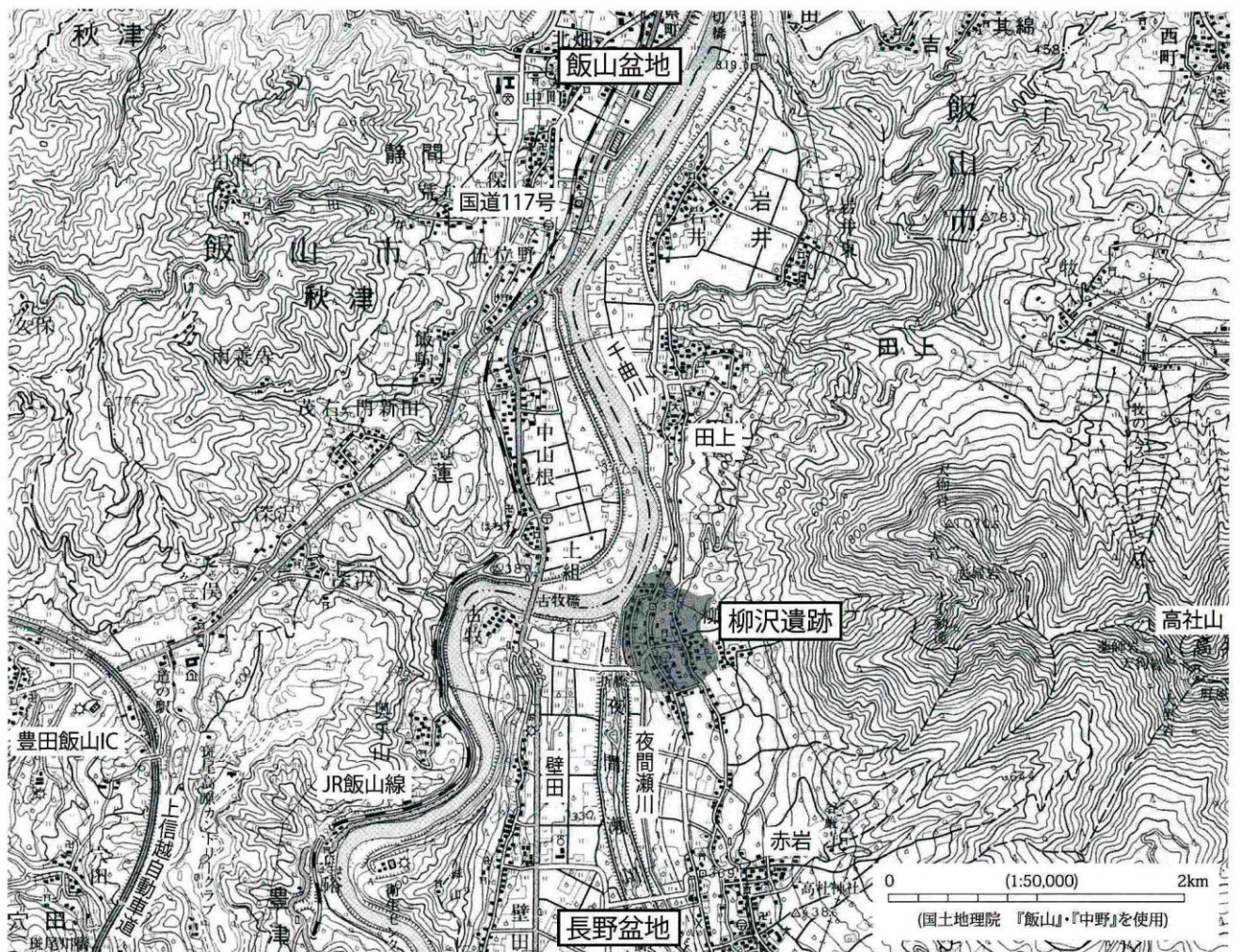


図1 柳沢遺跡の位置・遺跡周辺の地形

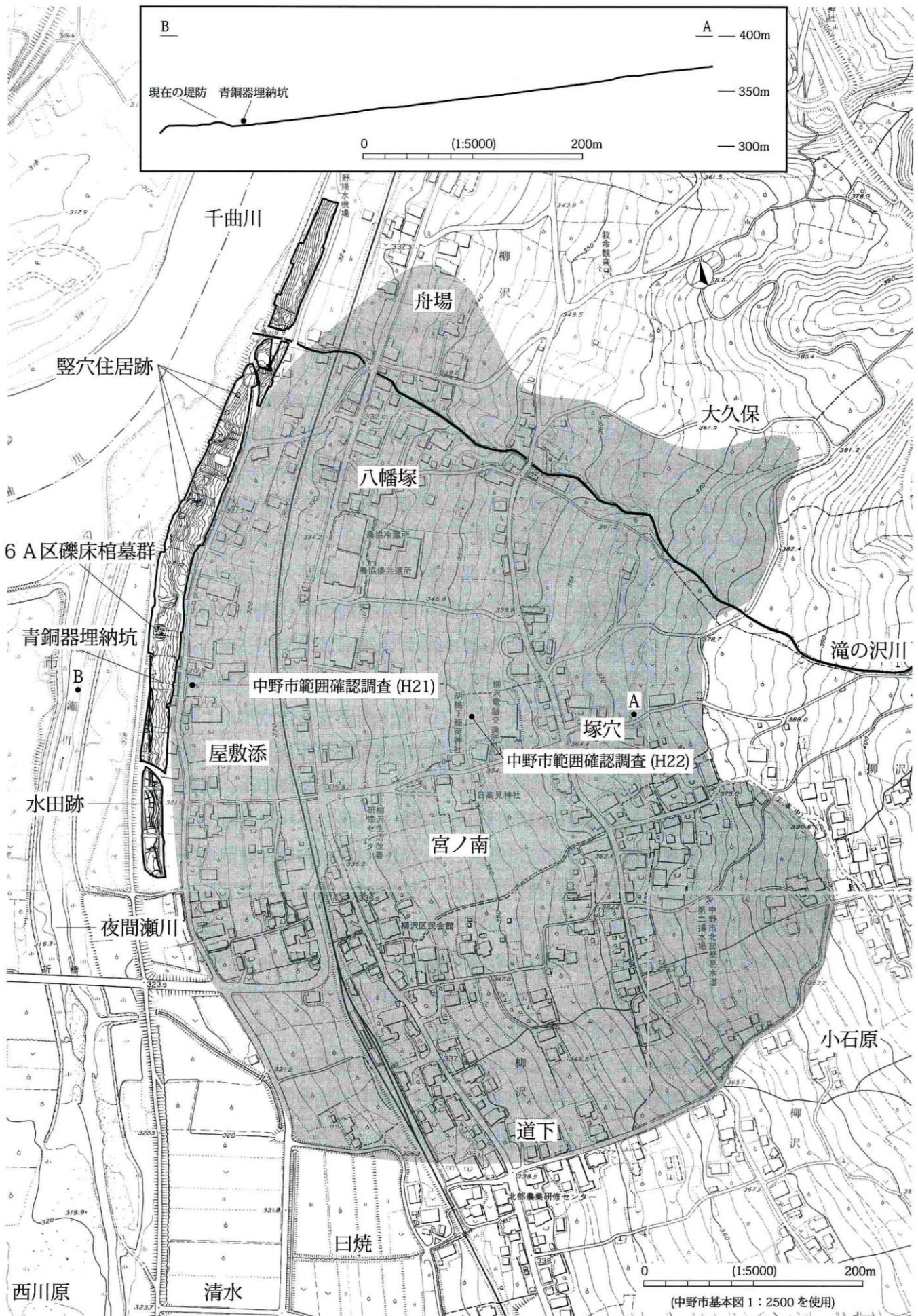


図2 柳沢遺跡の範囲



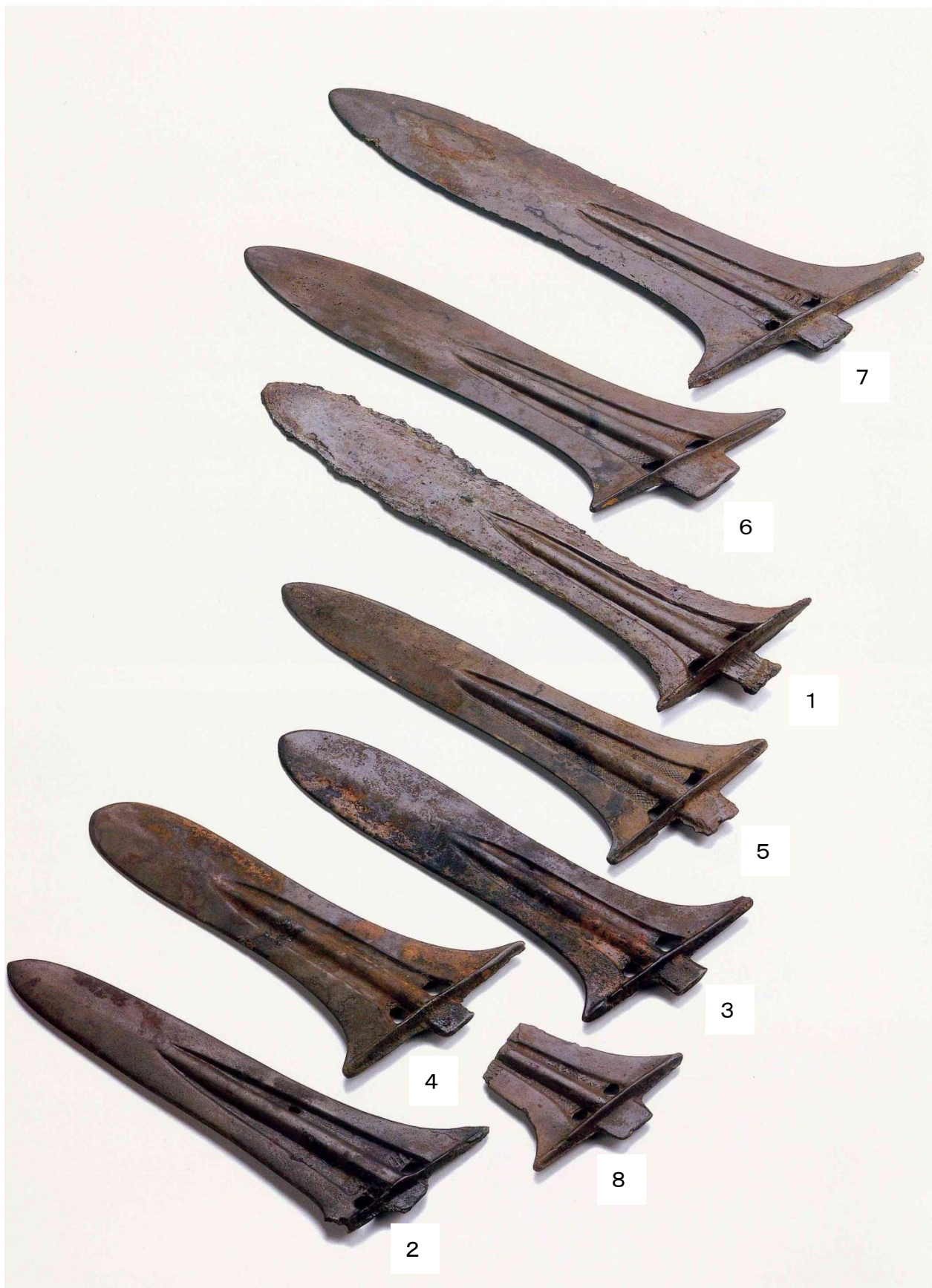


图3 柳沢遺跡出土品 (銅戈8点)



图4 柳沢遺跡出土品 (銅鐸5点)

2251 土坑  
(159・162・163・167  
・179・182・183)



栗林式土器

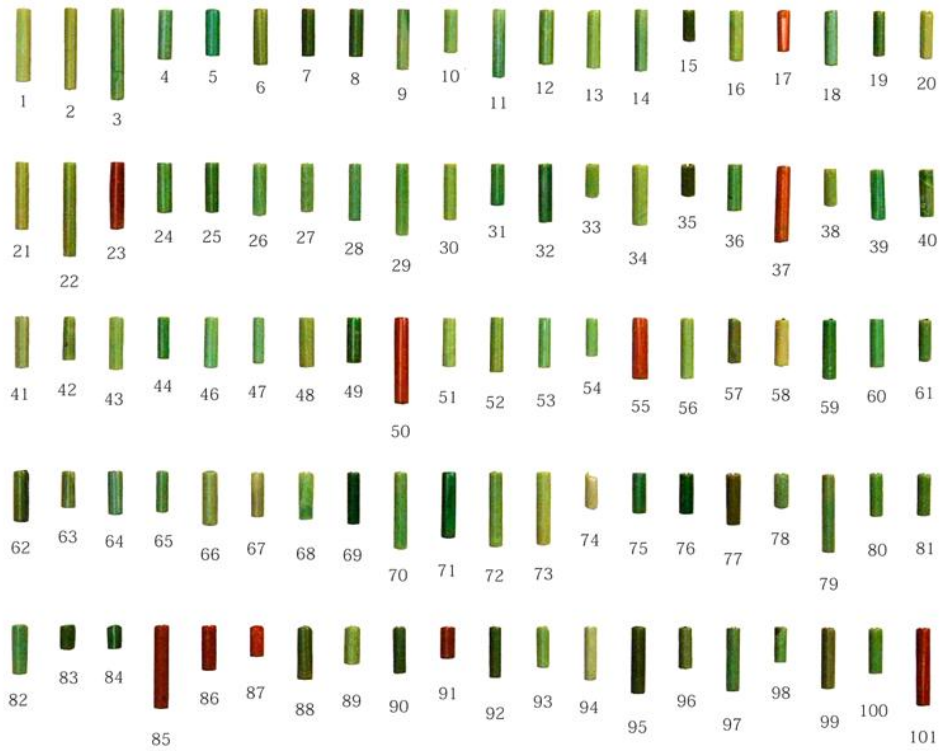
1210号土坑(149-150)  
24号土器集中(201)  
30号土器集中(203)



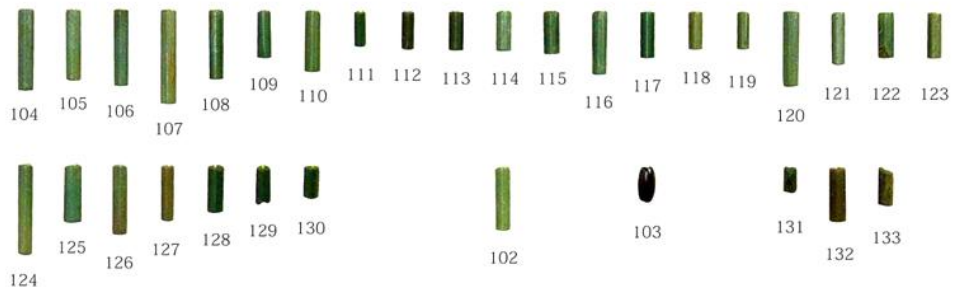
吉田式土器

图5 柳沢遺跡出土品 (土器抜粹)

1号磯床木棺墓  
(1~44・46~101)



9号磯床木棺墓  
(104~130)



4号磯床木棺墓(102)

6号磯床木棺墓(103)

16号磯床木棺墓  
(131~133)



3号溝跡(134)

图6 柳沢遺跡出土品 (玉類 134点)

## 長野県指定文化財候補物件調査票

1, 種 別 史 跡

2, 名 称 みなみほんじょうじょうあと  
南本城城跡

3, 所在地 飯田市座光寺 2503 番地ほか

4, 所有者 飯田市座光寺地区財産区、飯田市、他 13 名

5, 管理者 飯田市ほか

6, 概 要

(1) 南本城城跡の概要と立地環境

[遺構と経過]

飯田市座光寺地区の天竜川右岸河岸段丘の突端に築かれた城郭（図 1、図 3）であり、土塁と堀切によって構築された山城である。段丘を東西に流下して天竜川に合流する並木沢川を挟んで、北側が北本城、南側が南本城と呼び、両者を合わせて古来上野城または本城と呼んだという。両者の遺構は東西 650m、南北 700m の範囲にわたる大規模なもので、伊那谷でも最大規模のものである（図 2）。

北本城城跡は、昭和五五年、座光寺小学校移転建築計画が立案・決定され、翌年長野県教育委員会の指導から、藤本正行氏による縄張図作成調査と、市教育委員会による発掘調査が実施され、記録保存によって城跡は破壊された。

南本城城跡は、北本城城跡の台地から派生する尾根上の山城で、東を並木沢川、西を西沢川によって堀切された天然の地形を利用して構築されている。南北 379m、東西 340m の範囲に遺構が残る。

平成一九年四月に郡下でも類をみない複雑な縄張りをもつ遺構がよく残されているとして飯田市史跡（政治に関する遺跡）に指定された。同年五月長野県史跡指定の申請が行われ、同年十月三十日長野県文化財保護審議会委員から、県史跡指定のためには、遺構の時期と性格が不明であり、地域の歴史上の位置づけが不明瞭であることなどの課題が指摘された。そのため、記録保存された北本城城跡と遺構の残る南本城城跡を一体の城として縄張図に反映させること、南本城跡の年代測定のため確認試掘調査を実施すること、座光寺氏関係の文献史料調査を実施すること、などが提起された。

平成二〇年十一月に南本城城跡での確認試掘調査が実施され、さらに縄張図作成、座光寺氏関係の文献史料調査が行われ、それらが平成二三年三月『南本城城跡』の報告書として刊行された。

[里老伝承]

昭和十一年『長野県町村誌』南信編に「上野城墟、二ヶ所、村丑の方にあり、一は北本城と云ひ、東西九十五間、南北百五間、面積一萬九百二十五坪、一は南本城と云ひ、東西五十一間、南北百七間三尺、面積五千四百八十三坪、両墟共回字形をなす、石壁、遺濠無

之、今に至り土を穿つもの往々古城具を得」とある。北本城と南本城の二つを合わせて上野城と伝承していたことがわかる。

城主については「信濃守兼右馬助従五位下源為公七代の孫左兵衛佐常嗣、始めて北本城を建築す、常嗣十四代、座光寺河内守為直、応永年中南本城を建築す・・・然るに天正十年織田信長のために落城すと云ふ、草創年暦不知、里老等の言伝を記」とある。伊那源氏の源常嗣が北本城を築き、その子孫座光寺河内守為直が室町時代の応永年中に南本城を築いたが、織田信長の武田勝頼攻めに際して天正十年に落城したと、里老らが伝承していたことがわかる。両者がセットになって上野城として機能したのは室町・戦国時代のものと伝承してきた。

#### 調査結果

##### [上野城跡縄張図について]

北本城城跡の記録保存（『北本城々跡・北本城古墳』2003年）によれば、北方の耕耘寺の開基は天文十年（1510）に山麓大門原の地に建立され、江戸時代初期に当地に移転したという。したがって、北本城が廃城になったのは江戸初期と推測される。本沢井に沿った尾根上の台地状の平坦地を堀切や横堀、縦堀、土橋、堀底道などによって6つ以上の大小の郭群に分割していることが報告されている（図2）。

南郭①は105m×100mの五角形をなす主郭とされる。内部は、50センチの段差をもった切岸と土塁でa・bの二つに分けられる。堀立柱建物跡が出土している。

東郭②は50m×70mの防御郭である。急峻な段丘崖と横堀ク・ケで防御され、堀底道に小規模な土橋が確認された。

西郭③は110m×75mの台形である。発掘調査で西側に大規模な堀イが南北に走り、葉研堀で、横堀エと連続し、柱欠が四つ出土し木橋が懸けられていたことが判明した。

北郭④は150m×90mで、北方に土塁があった。

耕耘寺の郭⑤は130m×70mの長方形の大規模な郭となっている。北端の郭⑥は試掘での遺物は出土しなかった。

以上から、北本城部一帯は、いずれも100m前後の比較的規模の大きな独立性の高い郭群6つを一定の計画的に配置した連郭式の郭群が堀切と土塁と段差と切岸を組み合わせ居住空間をつくっていたものと想定される。武将の居住、雑兵の駐屯や軍事物資、屋敷群を配した軍事的兵站基地としての性格が想定される郭群である。

##### [南本城城跡の特徴]

南本城城跡の縄張図は、北本城の郭群の配置とはまったく異質で、小規模な郭の廻りに階段状の腰郭や土塁・堀切・切岸群を複雑に配した梯郭式の縄張りを組み合わせて防御性を高めた軍事施設となっている。

山の最高地点標高545mに築かれた主郭は53m×30mであり、最大の郭4でも40m×30mと小規模な郭を主としている。小規模な郭の周囲には、腰郭や帯郭と土塁・堀切・切岸・堀底道などを縦横に配置して、麓から主要な郭に登る幾筋ものルートはいずれらの堀切内に入り込むような構造になっている。尾根筋は悉く堀切や大堀切で断れている。このため、いずれかの堀切内に入り込んだ敵兵は、上部の郭に配された守備兵から横矢や大石・石飛礫・弓矢・鉄炮・鎗などで攻撃を受けやすいシステムになっている。

とりわけ、北方の尾根筋からの進入路を防御するために、2郭・3郭の堀切・土塁・切岸・土橋など一群の配置はきわめて複雑で、自然地形を利用した高度な防御施設となって

いる。報告書は「郭群3は堀ウ・エに挟まれた逆L字形をした空間で馬出しであろう」と想定している。ただ、武田氏の築城法とされる馬出しは平城の縄張りで、こうした山城での報告例は知られていない。だが、確かに、北尾根の出郭の部分には、北・西・南方に土塁をまわして、東に帯郭を回して武者溜りをつくり、北方から進入してくる敵軍勢を堀底道に導き、横郭や武者溜りから上や横から一斉攻撃をしやすい合理的な郭群になっている。またL字型や屈曲した虎口や柵形と思われる土塁や堀切の配置も数多く見られる。土橋と虎口を見えないようにした障子土塁の配置もみえる。武田信玄による武田流築城術に類似したものや織豊期城郭の縄張りの特徴とされるものもみられる。室町期から織豊期まで長期にわたって改修・補充拡張工事がなされて、現状の遺構が残存したものと考えられる。

急峻な自然地形を利用して多数の小規模な郭群と、堀や土塁・切岸・大堀切・堀底道などによってきわめて複雑で高度な防御施設をもっている点が当城跡の特徴となっている。このような複雑な山城の縄張りは、伊那谷では類例をみないと指摘されている。敵軍を山城内に迷い込ませ、殺傷するための軍事的な防御施設の遺構がよく残っている。

#### [両城の一体性]

北本城城跡と南本城城跡との連続性もみてとれる。両者の北方では、台地状の尾根筋が連続しており、その北西部分に両城に共通する堀切（図カ）が構築され、幅は6 m～20 mに渡り、自然の沢筋となって並木沢川に連続している。南尾根筋と北本城跡の段丘崖にはほとんど防御施設がない。また、両城の間にも互いに防御施設がなく、南本城と北本城群が一体のものであったことがわかる。

しかも、北本城が居城空間で、南本城が立て籠もるための詰城の性格が高く、機能上からも両者が一体のものであったことが理解できる。古老の伝承に「北本城と南本城をつなぐ横穴があった」というが、もとより真偽不明である。しかし、両城を含めてみると、居住空間の郭群と防御施設の山城群をあわせると城域は広大になり、信濃守護小笠原氏の鈴岡城跡や武田信玄によって新造された大島城跡よりも広い。

もとより、中世の山城は戦国時代の戦闘によって城主の交替が頻繁になされ、戦国大名武田信玄による改築拡大、さらに織豊期の織田信長の伊那谷侵攻、上杉・北条・徳川三大名の争乱によって拡張・改築をくり返したものと推測される。南本城城跡や北本城城跡も、城主の交替も南北朝から室町時代にも頻繁であり、戦国・織豊期・江戸初期にまで及ぶ長期間にわたる複合的な遺跡として理解しなければならない。

#### [南本城城跡の時代判定]

南本城城跡の主郭での部分的な確認調査によって、15世紀後半から16世紀前半の陶磁器が出土した。土塁、礫石など集石群、花崗岩平礫の石積み遺構が確認された。内耳鍋。播鉢、埴塼、緑釉小皿、連弁文の青磁碗、東海系土鍋などの遺物が出土した。あきらかに中世の生活跡でもあったことがわかる。なお、北本城城跡の最下限は、耕耘寺が本城跡の現在地に移転した江戸初期には、城館としての機能が消滅したことが推測される。

以上から、南本城は、すくなくとも15世紀後半・16世紀前半の時期から織豊期を経て江戸初期にかけて機能していた城館であったことが発掘調査と文献史料などから裏付けられたとみることができる。

#### [文献史料による調査]

南本城城跡が機能していたことが確認される15世紀後半・16世紀前半から江戸時代初期までの座光寺地区から松岡・大島地区の文献史料は、比較的多く残る。

文明年間から天正年間にかけて座光寺氏という郷名を侍名字とした武将の存在と活躍が山梨県・上田市・諏訪市などに残っている。

[座光寺氏に関する戦国期文献史料について]

1、『諏訪御礼之古書』によると、座光寺貞近が長禄四年（1460）に黒田地頭として確認され、座光寺康有が文明三年（1471）諏訪上社神使御頭をつとめた。『守矢満実書留』には、文明十二年（1480）の神使御頭の宮付役、長享元年（1487）に大県介役を座光寺がつとめている。長享元年の役は「代初」とあり、座光寺氏の代替わりがあったことがわかる（信濃史料9-380）。16世紀においては、享禄二年（1529）に宮付役、天文十一年（1542）に大県介役、天文二三年（1554）に神使御頭の宮付役として十三貫文（約130万円程）をつとめた（『神使御頭之日記』）。永禄四年（1561）には三月十五日、三の御頭を座光寺がつとめた（『御頭帳』）。永禄十年（1567）三月二三日に、天正元年（1573）三月二三日に祝御頭を座光寺氏がつとめた（『御頭役請執帳』）。とくに天正元年には、座光寺殿が御頭の祝儀として中折一束を諏訪神長官に進上し、使者として片桐左馬丞を派遣した。使者の片桐氏も中折一束と御頭勤仕の礼として白布一端を持参したことが確認される（信濃史料13-567）。

以上から、15世紀後半から16世紀半ばの時期まで、座光寺貞近・康有らの子孫として座光寺氏が座光寺郷の地侍として諏訪頭役を勤仕し、使者として片桐氏を諏訪神長官の下に派遣していたことがわかる。座光寺氏は、近隣の侍名字の片桐氏を家臣に抱えて有力武士団を形成しつつあったことがわかる。

2、永禄十年（1567）八月七日座光寺貞房は信玄に逆心謀反を企てないとの起請文を提出しており、原本が『生島足嶋神社文書』に残る。武田方に味方した下伊那の武将は、ほかに松尾小笠原信貴・片切昌為・飯島為方・大島長利で部分的である。座光寺貞房は、武田信玄の武将として独立して一紙起請文を提出する家格をみとめられていたことがわかる。

3、元亀三年（1572）八月十日保科筑前守正俊にあてた武田氏下知状（小林憲雄旧蔵文書日本歴史393号紹介）には、遠州出馬の命を発している。そこでは、飯島・片切と大島・座光寺・伴野家中で武田氏に忠信した者には所望とおりに恩賞を与えること、大島・座光寺の地下人の物主は武田軍の直参衆とすること、或は、武田の直参衆の指揮下に入ることを命じている。座光寺貞房と大島長利が、武田氏の家臣として特別優遇されていたことがわかる。

4、天正三年（1575）5月21日織田信長と徳川家康は、長篠の合戦で武田勝頼に鉄炮隊で勝利し、織田信忠は11月美濃岩村城を攻略した。『信長公記』には「岩村城、秋山・大島・座光寺、大将と為る」（五月二五日条）、「八月二日秋山・大島・座光寺、御赦免の御礼申上候を召し捕らえ、濃州岐阜へ召寄せられ、右三人長良河原に張付に懸置かる」とある。秋山信友、座光寺貞房・大島長利が勝頼方守将として美濃岩村城を指揮していたが、織田軍に降伏して、信長により岐阜で磔・処刑された。ここに座光寺氏一門は滅亡した。したがって、これ以降、本城（上野城）は、織田軍の管轄下に入ったことはまちがいない。

上野城跡の縄張りが伊那郡内でも最大規模になるのは、伊那谷を軍事占領した織田軍による駐屯基地として活用されたことを推測させる。

5、天正十年（1582）木曾義昌が織田方に寝返ると、武田勝頼が二月諏訪に出陣。織田信長は武田征伐のため信忠を先鋒に伊那谷で出兵。2月14日松尾城の小笠原信嶺が降伏、飯田城は自落し、保科正直は高遠に逃亡、坂西織部は大平で討死。信長は、三月三日安土を



出発、三月一日武田氏滅亡、三月一五・一六日飯田、一七日飯嶋、一八日高遠、二一日諏訪に着陣した。このとき、座光寺の本城（上野城）は史料上不明であるが、織田方の軍事兵站基地になったものとみてまちがいない。

6、天正十年（1582）六月二日本能寺の変で信長死去。小笠原信嶺が森長可を攻め、下条頼安が家康方に味方して、酒井忠次の三河勢とともに高遠城を攻撃した。諏訪・上伊奈地方には北条氏政軍が進出して、大草・香坂氏らが北条方に味方して対峙。八月十二日には飯田城近辺にも北条軍が進出。軍事的緊張が高まった。小笠原信嶺・松岡貞利・知久頼氏が家康方の郡代菅沼定利の指揮下に活躍した。天正一六年（1588）松岡貞利は家臣座光寺次郎右衛門（為真）に提訴され、菅沼定利・駿河の井伊直政の屋形で尋問され改易となった（座光寺文書）。これが、旗本座光寺氏の初代為真である。したがって、座光寺為真は、上野城主の座光寺本家とは、無関係な一族であり、別系統と考えられている。

市田領の『天正一七年縄帳』には「座光寺・上黒田・市田本郷・牛牧・吉田・大島山・出原・北駒場・瀧の口内九百六十五石四斗二升九合八勺 座光寺次郎左衛門領」とみえる。したがって、徳川家臣となった座光寺為真が、あらたに座光寺・黒田などの諸郷の知行主となったことがわかる。但し、別系座光寺氏は、天正18年（1590）家康の関東移封で、上野国大竹に九五〇石を安堵されて移転。関ヶ原合戦の翌年慶長六年（1601）座光寺為真は旧領伊那郡に復帰し、山吹陣屋に入った。座光寺氏は慶長年間、伊豆木小笠原と知久氏とともに直参旗本で、三人の寄合旗本になった。したがって、別系座光寺氏は上野城跡に入部したかどうか不明であり、慶長六年には廃城になったと考えられる。

以上のように、文献史料からみると、長禄四年（1460）から天正三年（1575）まで座光寺貞近・康有や貞房が武田信玄の家臣として活躍して全盛期をなしたことがわかる。とくに座光寺貞房は大島長利と結んで武田有力家臣秋山信友に属して伊那谷防衛から美濃岩村城の主将として活躍した。そのため、天正三年八月、織田信長軍によって美濃岩村城が攻略されると、座光寺貞房は岐阜長良で信長によって磔にされ、座光寺氏は滅亡した。南本城・北本城は、織田軍の軍事占領するところとなり、軍事兵屯基地になったことはまちがいない。

その後、天正十年信長の伊那谷侵攻、つづく徳川家康方酒井忠次三河軍と諏訪・上伊那に進軍した北条軍との軍事的衝突がつついた。この間、座光寺郷や上野城に関する文献史料が不明となるが、織田軍や徳川軍の軍事的兵站基地として上野城跡が活用されたものと推測される。

徳川軍の進出とともに松岡貞利が有力武将となり、その家臣に座光寺為真がいた。彼が、松岡氏を追い落とし、徳川家臣として旗本に成り上がった。しかし、座光寺為真の一族は、上野城主の出身である座光寺貞房とは直接的な同族関係にはない別系の地侍と考えられる。江戸幕府の寄合旗本座光寺氏が、為真の子孫である。

#### まとめ

現地の城館跡と発掘調査報告書と文献史料が揃うことによって、南本城城跡は、室町・戦国・織豊期・江戸初期までの南信濃の政治動向と歴史的変遷をたどることができる。とりわけ、座光寺氏という郷名を侍名字とした土豪の一族の登場・地侍の家臣化・武田氏の家臣として有力武将となり、美濃岩村城の守将にまで登り詰めたが、織田信長による武田氏滅亡とともに一門が滅亡したこと、その過程で上野城跡も軍事的機能や居住機能を変動

させ、織田軍や徳川家康・北条氏政らの戦国大名の軍事占領する軍事基地となり、江戸初期には廃城になった地域の歴史の変遷を理解することができる。

## 7, 指定理由及び根拠

### (1) 指定基準

第6 長野県史跡の指定基準 (2) 国郡庁跡、城館跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

### (2) 指定理由

第一は、県史跡指定のために、現地遺構と考古学的調査と文献史料の三つが揃い、戦国・織豊期から江戸初期にかけて、座光寺氏一門の命運を通じて、武田信玄・勝頼、織田信長、徳川家康、北条氏政など織豊期の政治動向を具体的に知ることができる。「県の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ遺跡の規模・出土遺物等において学術上価値あるもの」という文化財保護条例の指定条件に合致する。長野県の歴史の正しい理解のために欠くことができない城館跡であるといえる。

第二に、上野城のうち、北本城城跡は遺跡が破壊されているが、居住空間の郭群をもっていたことは、自然景観からいまなお理解することができる。とりわけ、南本城城跡は、山城の遺構がよく保存されており、軍事防御施設の機能をもった山城であることがよく理解できる。出土遺物、遺構の主郭群、帯郭・腰郭群、土塁、石積、堀切 切岸などが現存し、縄張図とあわせて、きわめて複雑で戦術的な軍事的防御施設であることがよく理解できる。南信地方ではこれほどの規模と複雑な構築物をもった山城は他に類例が少なく、学術上価値が高い。

第三に、土木建造物として技術的には切土と盛土、切岸など、きわめて単純な技法によって複雑な防御施設を構築していることが見学によって理解できる。中世の土木技術の特徴を理解することができる遺構でもあり、地域的特色も顕著である。

第四に、南本城城跡に隣接した北本城城跡には座光寺小学校が現存しており、史跡指定によって、南本城城跡が地域の歴史学習資料、生きた歴史の教育教材として活用することができる立地条件にあり、貴重である。とりわけ、郷名を侍名字にもった地元の土豪の歴史学習を通じて、武田氏の滅亡、織田信長による伊那谷侵攻、徳川家康・北条氏政の進出など、日本歴史の戦国・織豊期の主要な政治動向を知ることのできる教材にもなり、教育上価値の高いものといえる。

8, 調査日 2007年10月30日～31日 2009年9月28日

9, 調査報告者 井原今朝男

## 10, 参考文献

飯田市教育委員会『北本城々跡・北本城古墳』(2003年3月)

飯田市教育委員会『南本城城跡』(2011年3月)

井原今朝男『中世のいくさ・祭り・外国との交わり』(校倉書房1999)

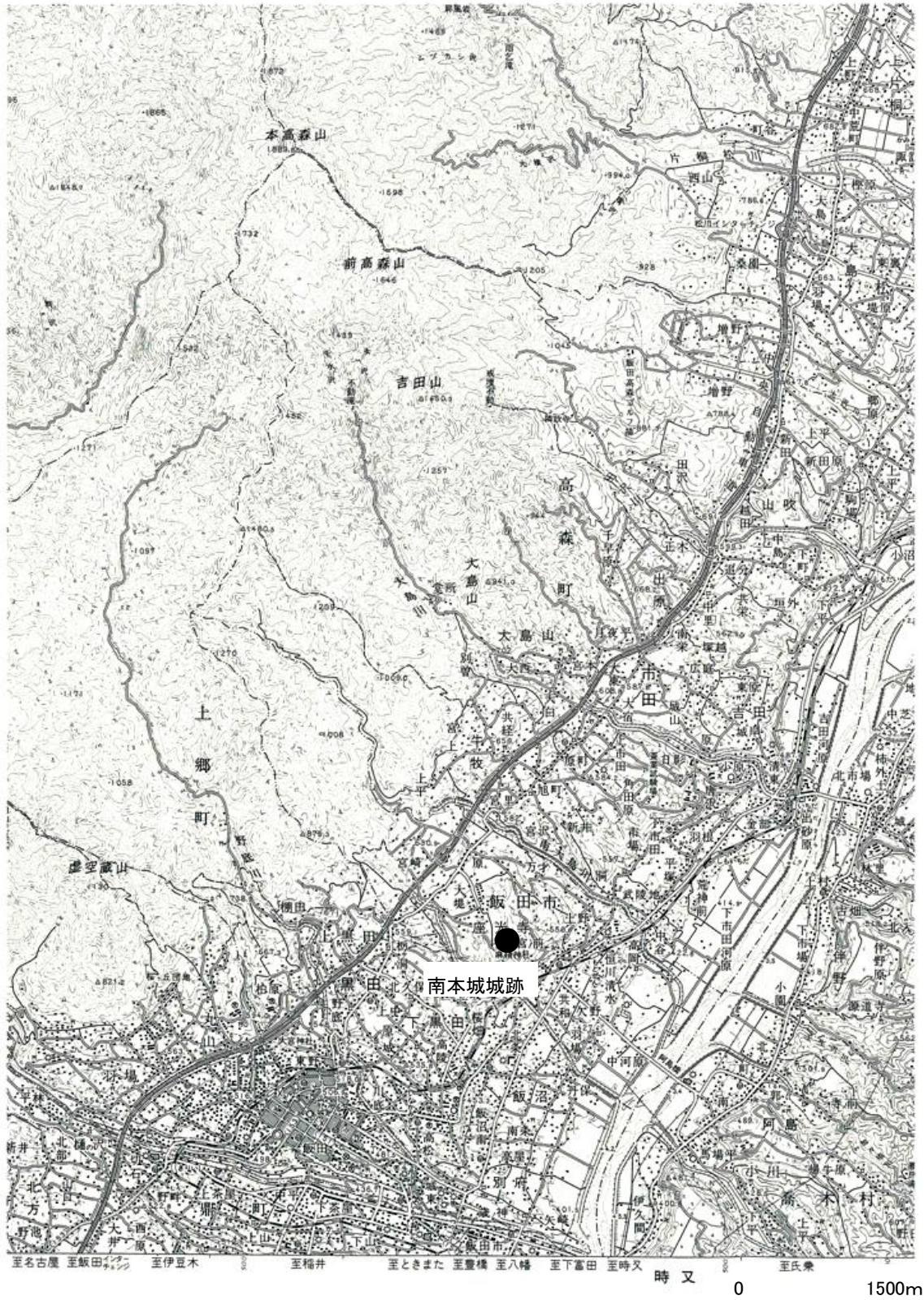


図1 南本城城跡の位置

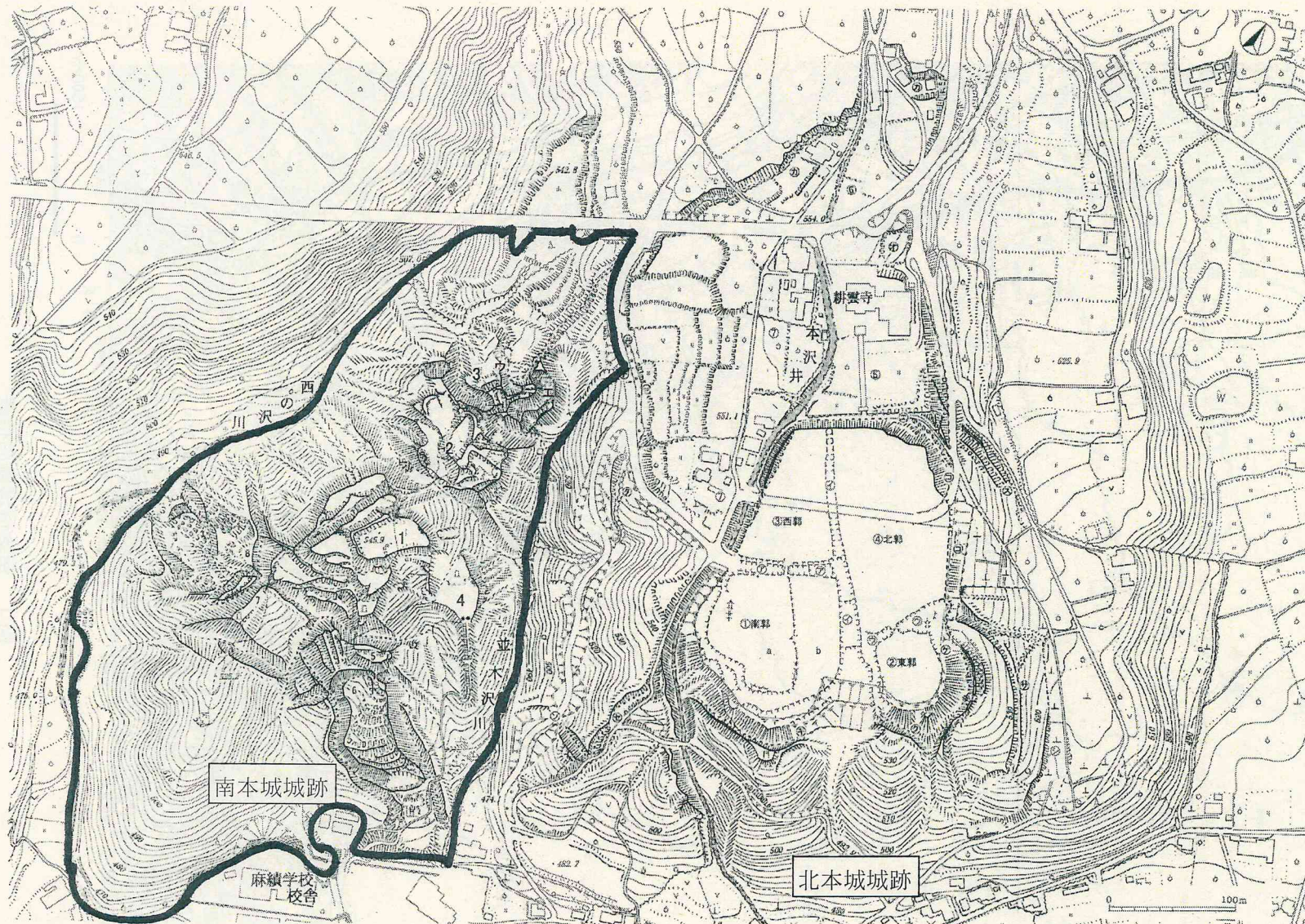


図2 南本城城跡申請範囲



図3 南本城城跡（南東側より）



図4 主郭（土塁等が良好に残存している）



図5 堀跡（北側の郭）

## 長野県指定文化財候補物件調査票

- 1 種 別 天然記念物
- 2 名 称 <sup>ウスダ</sup> 臼田トンネル産の古型<sup>コケイ</sup>マンモス化石 (49点)
- 3 保管場所 佐久市取出町183 佐久市生涯学習センター内
- 4 採集場所 佐久市臼田 臼田トンネルの佐久市側坑口から205m～215m地点
- 5 所有者の氏名又は名称 佐久市中込3056 佐久市長
- 6 管理者の氏名又は名称 佐久市長

### 7 当該物件の特徴及び現状

当該化石群は、平成20年11月に、佐久市・佐久穂町境の中部横断自動車道（仮称）臼田トンネル工事現場（佐久市側坑口から205m～215m地点）で、八千穂層群の、礫の平均径4cm程度がよく円磨された礫層中から発見された。当初は臼歯が発見され、ゾウ科の化石との判断から、急遽工事の停止を依頼して切羽や仮置き残土から、切歯を含む多数の化石片を採集したものである。

発見現場はトンネル位置の真上の地表面から数十メートルの深さであり、当該地域の地質学的な成り立ちや、化石の年代など、化石の性格をめぐっては解明すべき点が多く、「臼田トンネルゾウ化石調査会」（事務局：佐久市教育委員会）によって総合的な調査が実施され、その成果は平成23年2月に報告書「臼田トンネル産古型マンモス化石」として刊行された。

当該化石は、*Mammuthus trogontherii*（マムートウス・トロゴンテリ）に同定されており、一般に知られているケナガマンモス（寒冷気候に適応した種）に先行する古い型のマンモス属の化石であるが、ドイツ産の模式標本に比べて小型であることが指摘されている。これまで日本から報告された同種は全般に小型のものが多く、別種とすべき主張もある。*Mammuthus* 属（マンモス属）の分類についてはいまだ流動的であることから、今回は「古型マンモス」として指定申請された。

また、化石が産出した礫層は、テフラ鍵層と溶岩層の年代測定結果から約110～102万年前のものと推定されている。*Mammuthus trogontherii* 化石の中でこのように、産出年代を限定できるものは、わが国全体を見渡しても事例が少なく、日本列島におけるゾウ亜科の進化を考える上でも重要である。

なお、採集された化石は、数cm以上の大きさのものだけで49点を数える（添付リスト）。これらは、

左側の上顎第3大臼歯、同下顎第3大臼歯、および切歯であることが半明している。これまでの国内の古型マンモス化石では、同一個体の複数部位がまとまって産出した例はなく、日本産の古型マンモスの特徴を知る上で貴重である。

発見時の事情から、化石の一部は消岩機などで破損しているものの、化石自体の本来の保存状態はきわめて良好で、中には当該個体の器官や組織の様相をうかがい知ることができるものもある。当該化石は、化石化の過程も含め、今後の研究対象として貴重な標本である。

現在、佐久市生涯学習センター（野沢会館）内の大型金庫に保管され、臼歯等5点のレプリカが作製されて会館内に展示されている。

## 8 指定理由および根拠

指定基準 (3) 地質鉱物 カ 標本

### (1) 指定理由

同種は国内で26地点から数十個の化石産出が知られているが、産出層の年代が高い精度で明らかになっている点と、東日本の主要産出地を結ぶ内陸山間部からの初産出である点に加え、同一個体の複数部位（上顎臼歯、下顎臼歯、および切歯）がまとまって産出した点で、日本列島におけるマンモス属の研究にとって学術的価値が高い化石である。

また、上顎臼歯は特に保存状態が良い標本であり、これらを文化財として保護することは、研究の資料としてはもちろん、広く県民に対して、日本列島とわが県土の成り立ちを語る上で、重要である。

### (2) 類似物件

同種の化石は、県内では初めての産出事例である。同種はこれまでに国内で26地点から数十標本が確認されている。最も地点数が多いのは千葉県12地点、次いで滋賀県5地点である。東日本では千葉県と新潟県でしか報告例がない。

長野県内から産出した長鼻類（ゾウ）化石については以下のものがある。同じ属の化石において県天然記念物として指定されたものはない。

- 1) 戸隠川下のシンシュウゾウ化石：約300万年前のステゴドン属の下顎化石。平成6年に県天然記念物に指定。
- 2) 東御市のアケボノゾウ化石：約130万年前の10個体ほどの化石群。ステゴドン属。平成23年に東御市天然記念物に指定。

### (3) 保存の要件

佐久市生涯学習センターに収蔵・保管されており、また、展示用のレプリカ5点も作製されているので、緊急に新たな処置をとる必要はない。しかし、将来的には博物館のよう

な資格のある管理者（学芸員）のいる生涯学習施設に保管されることが望ましい。

9 調査年月日

平成24年6月27日

10 調査者氏名 公文富士夫、遠藤公洋

11 調査票作成年月日

平成25年1月15日 公文富士夫

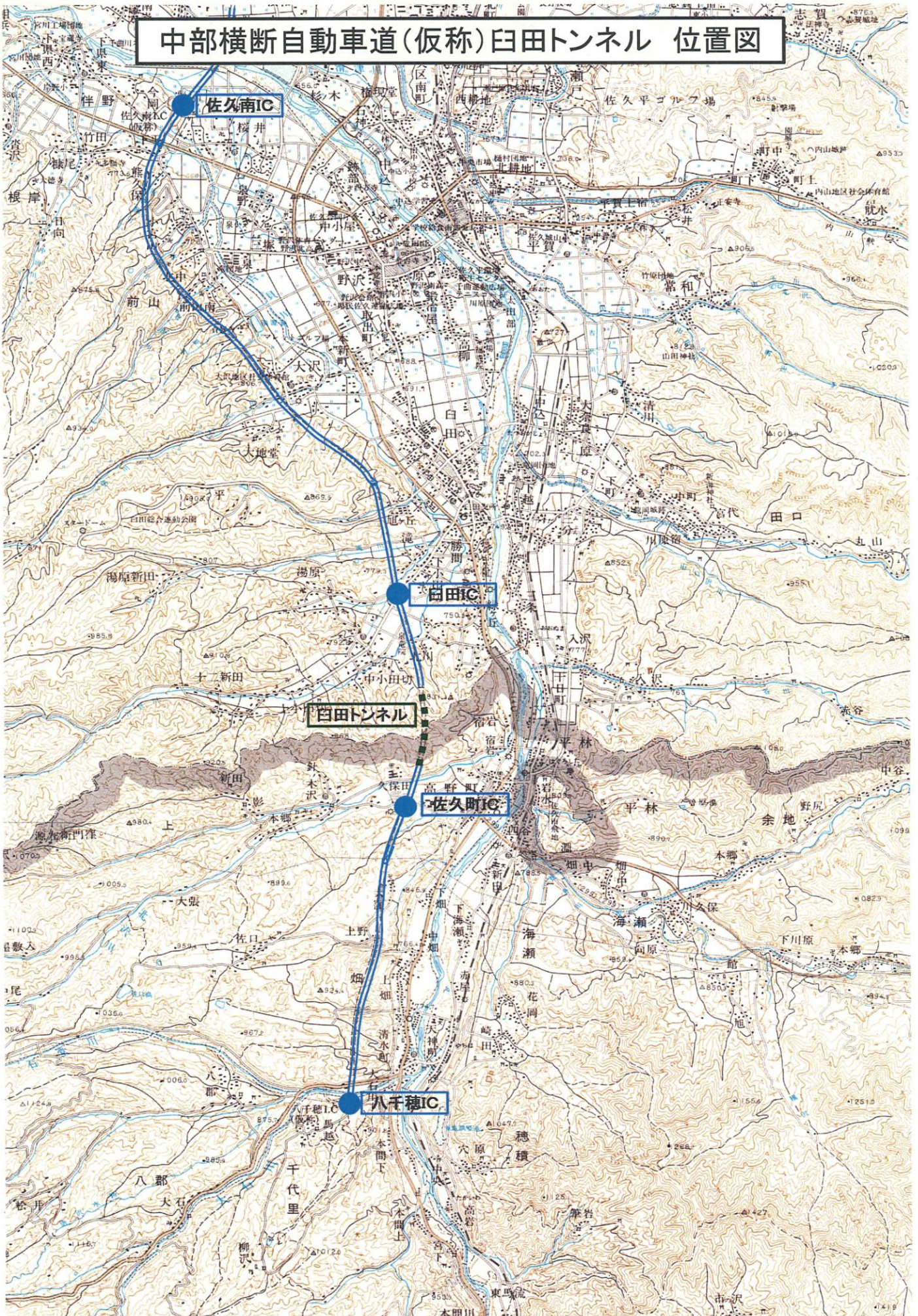
12 参考資料

白田トンネルゾウ化石調査会, 2011 「白田トンネル産古型マンモス化石」

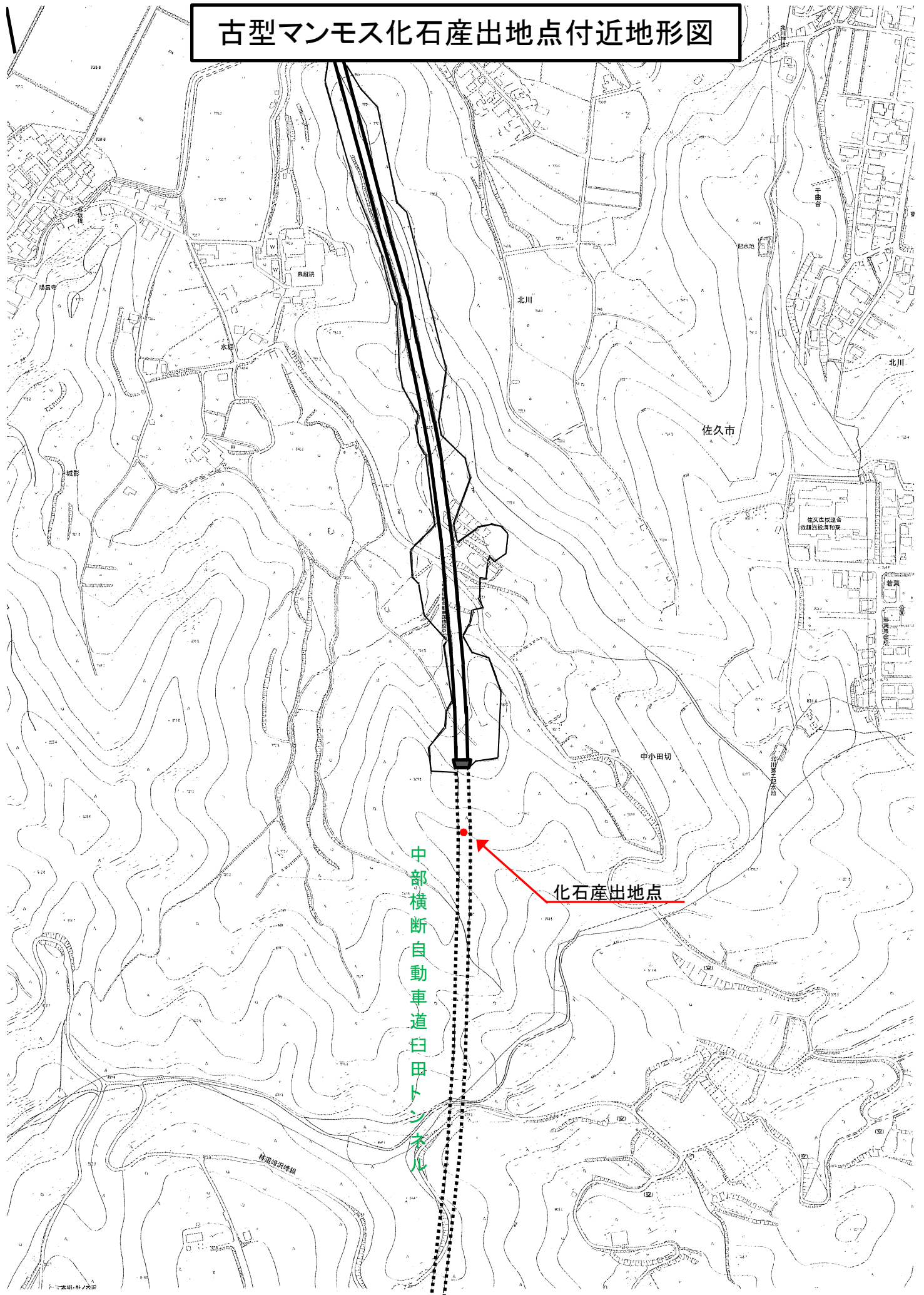
標本リスト

標本写真





# 古型マンモス化石産出地点付近地形図



佐久市臼田トンネル産古型マンモス化石



左上顎第3大臼歯 (Usuda-01)



左下顎第3大臼歯 (Usuda-02)



左下顎第3大臼歯 (Usuda-03)



左下顎第3大臼歯 (Usuda-04)



左下顎第3大臼歯 (Usuda-05)



切歯 (Usuda-06)



切歯 (Usuda-07)



切歯 (Usuda-08)



切歯 (Usuda-09)



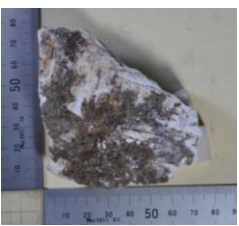
切歯 (Usuda-10)



切歯 (Usuda-11)



切歯 (Usuda-12)



切歯 (Usuda-13)



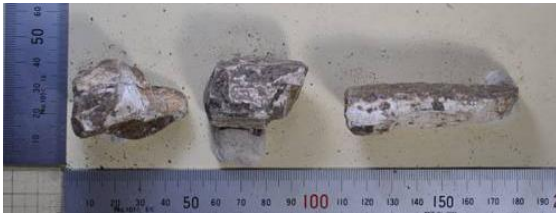
切歯 (Usuda-14)



切歯 (Usuda-15)

佐久市臼田トンネル産古型マンモス化石

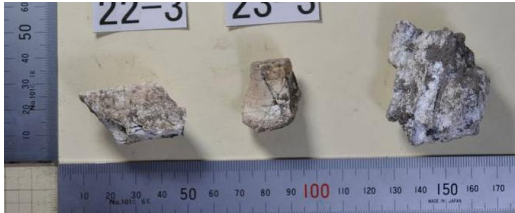
No.2



切歯 (Usuda-16・17・18)



切歯 (Usuda-19・20・21)



切歯 (Usuda-22・23・24)



切歯 (Usuda-25・26・27)



切歯 (Usuda-28・29・30)



切歯 (Usuda-31・32・33)



切歯 (Usuda-34・35・36)



切歯 (Usuda-37・38・39)



切歯 (Usuda-40・41・42)



切歯 (Usuda-43・44・45)



切歯 (Usuda-46・47)



切歯 (Usuda-48・49)